守口市庁舎 PBX 等更新業務実施事業者公募型プロポーザル実施要領

1　事業の趣旨・目的

守口市では、現在利用している電話交換設備の更新時期を迎えるにあたり、現状の技術革新を踏まえ、将来の行政ニーズの変化に柔軟に対応できる機器の構築を検討しています。

具体的には、クラウド PBX 技術を活用し、以下の実現を目指しています。

コストの最適化：機器の資産化を不要とし、運用・保守を含めたトータルコストを削減する。

多様な働き方の推進: テレワークや外出先でも内線・外線電話が利用できる環境を整備し、職員の柔軟な働き方を支援する。

業務継続性の確保（BCP 対策）: 災害等により庁舎が利用できない状況でも、電話業務を継続できる体制を構築する。

運用管理の効率化：組織改編や執務室のレイアウト変更に伴う設定作業などを市職員が容易に行えるようにし、運用負荷を軽減する。

上記の目的を民間事業者の創意工夫によって達成するため、「守口市庁舎 PBX 等更新業務」を実施する事業者を公募型プロポーザル方式によって実施します。

2　業務概要

(１) 業務名　　守口市庁舎 PBX 等更新業務

(２) 業務内容　　別紙「仕様書」のとおり

(３) 契約期間　①設計・機器調達・構築　契約日の翌日から令和９年６月 30 日まで

②保守運用　令和９年７月１日から令和 14 年６月 30 日まで（60 か月）

(４) 上限額　　147,194,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳　令和８年度　　0 円

令和９年度　45,030,590 円（うち、設計・機器調達・構築費用：27,001,700 円）

令和 10 年度　24,038,520 円

令和 11 年度　24,038,520 円

令和 12 年度　24,038,520 円

令和 13 年度　24,038,520 円

令和 14 年度　6,009,630 円

※１　月額利用料の上限は 2,003,210 円とし、そのうち、令和９年度は、設計・機器調達・構築費用相当分を加算した 45,030,590 円を上限額とする。

※２　この費用には、固定電話機及びモバイル回線に係る通話料及び通信料は含まないものとする。

3　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たした単独企業または複数の企業からなる共同企業体（JV）とする。共同企業体（JV）で参加する場合は、代表構成員を定めるとともに、(１)から(７)の要件について、構成する全事業者がこれを満たすこと。また、応募以降の諸手続きについても代表事業者が窓口となり行うこと。なお、共同企業体（JV）を構成する全ての事業者は、複数の共同企業体（JV）に所属することができない。また共同企業体（JV）に所属しながら単独で入札への参加を行うことはできない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。
（２）本業務の企画提案書提出時において、令和８年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
（３）守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
（４）守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
（６）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
（７）以下のいずれかの認証を取得していること。
ア 情報セキュリティマネジメントシステム登録証（ISO／IEC27001 又は JIS Q 27001）
イ プライバシーマーク登録証（プライバシーマーク（JIS Q 15001））
（８） 単独企業の場合は当該企業が、共同企業体（JV）の場合は構成事業者のうちいずれかによって、令和８年 11 月１日時点において、地方公共団体（都道府県、特別区又は市）の本庁舎へクラウド PBX の導入実績がある、かつクラウド PBX に関連したモバイル回線の導入実績があること。

４ スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは、以下のとおりとする。

（１）公告
令和８年 11 月 25 日（水）
（２）質問の受付
令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 14 日（月）17 時まで
（３）関連図面等の配布（希望者のみ）（※１）
令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 22 日（火）17 時まで
（４）現地確認（希望者のみ）（※２）
令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月 11 日（金）までの間で調整
（５）質問の回答
随時。ただし、最終の回答は令和８年 12 月 16 日（水）までに行う。
（６）参加表明書及び企画提案書等の提出受付期間
令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 22 日（火）17 時 30 分まで
（７）参加資格確認の結果通知
令和８年 12 月 25 日（金）予定
（８）デモ、プレゼンテーション及びヒアリング
令和９年１月 13 日（水）予定
（９）審査の結果通知
令和９年１月 15 日（金）予定

（10）仕様書等詳細協議

令和９年１月 18 日（月）から令和９年１月 29 日（金）予定

（11）調達事業者決定（契約書締結）

令和９年１月 29 日（金）予定

※1 関連図面等の配布を希望する場合は、担当部署に記載の問合せ先にその旨のメールを送信した上で電話連絡を行うこと。なお、配布は、情報の取扱いに関する合意を行った者に限る。

※2 現地確認を希望する場合は、担当部署に記載の問合せ先にその旨のメールを送信した上で電話連絡を行うこと。

５ 参加手続

(１) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通２丁目５番５号

守口市総務部総務課

電話：06-6992-1432　FAX：06-6993-3484

メールアドレス：kanzai@moriguchi.lg.jp

(２) 募集要領等の配布

守口市ホームページからダウンロードすること。

(３) 企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：令和８年 11 月 25 日（水）～令和８年 12 月 22 日（火）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時 30 分まで

※提出期間を過ぎて提出された企画提案書等は無効とする。

イ 提出場所：(１)に同じ。

ウ 提出方法：持参のみ

エ 提出部数 紙媒体 正本１部、副本６部

電子データ（紙媒体正本をスキャンしたもの）を格納した CD-R 又は DVD-R １部

※電子データのファイル名は、提出書類名と同様にすること。

６ 質疑・回答

(１) 受付期間：公募開始日～令和８年 12 月 11 日（金） 午後５時必着

(２) 質疑方法：電子メールにより、５(１)に提出すること。

(３) 質疑様式等：様式は指定とする。次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「守口市庁舎 PBX 等更新業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(４) 回答日時：令和８年 12 月 16 日（水）【最終回答予定日時】

※回答準備が整い次第、順次回答を行う。

(５) 回答方法：質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

７ 応募書類

(１) 提出書類

応募書類等一覧に掲げる書類

(２) 企画提案書の作成方法

別紙「企画提案書作成要領」のとおり

(３) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 採用された企画提案書に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。

ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

エ 提出された応募書類は返却しない。

オ 企画提案書等の著作権は、当該書類を提出した参加者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は当該書類を提出した参加者が負う。

８ 参加資格の承認

参加資格確認結果については、上記の日程で電子メールにて通知するので、必ず受取確認の電子メールを返信すること。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細についても通知する。

なお、参加資格を満たさない場合は、書面を郵送することによって通知する。

９ 評価方法等

(１) 評価基準

別紙「守口市庁舎 PBX 等更新業務実施事業者評価基準（以下「評価基準」という。）」のとおり

(２) デモ、プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、デモ、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

時間、場所については、別途通知する。

なお、プレゼンテーションに合わせて、提案する機器のデモを実施することとするが、詳細は別紙「守口市庁舎 PBX 等更新業務実施事業者公募型プロポーザル デモ実施要領」のとおりとする。

(３) 評価方法

企画提案書、価格提案書、デモ、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(４) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(３)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(５) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が２(４)の上限額を超える場合
エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知･公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目を守口市ホームページで公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(１) 候補者名
(２) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額、講評（候補者の選定理由）
(３) 委員の氏名等
(４) 会議録（要点筆記）

11 契約手続

(１) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。また共同企業体（JV）の参加者を選定した場合においては、協議に基づき契約手続きを行う。
(２) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
(３) 契約代金の支払いについては、初期費用については、本市が受注者からの完了状況等の報告に基づき、必要な検査を受け当該検査に合格した場合において受注者からの請求後 30 日以内に支払う。初期費用を除く契約期間中に発生する月額費用については、毎月払とする。
(４) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 その他

(１) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
(２) 企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。共同企業体（JV）の構成事業者についても同様で、複数の応募に参加はできない。
(３) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
(４) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
(５) 提出書類の作成、提出、デモ、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、参加者の負担とする。

また、デモ、プレゼンテーション及びヒアリング等における機材その他は、原則として、応募者が準備するものとするが、投影用のスクリーンについては市が準備する。

(６) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成

４年法律第 51 号）に定める単位とする。